

堺市公報 第393号	令和7年12月12日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】 1

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】 2

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【財政局契約部調達課】 5

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業課】 6

○地域農業経営基盤強化促進計画の変更の案について

【産業振興局農政部農水産課】 7

○南部大阪都市計画地区計画の案の縦覧について

【建築都市局都市計画部都市計画課】 8

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 9

告 示

堺市告示第454号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

ならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区浜寺公園町一丁83番及び89番、二丁170番1、190番、191番、193番及び194番並びに三丁279番、282番、287番、291番、292番及び293番の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

~~~~~

堺市告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 供用開始の区間 別紙調書のとおり

4 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

別紙

## 道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで     | 旧<br>新 | 敷地の            |        | 備考    |
|------------|--------------------|--------|----------------|--------|-------|
|            |                    |        | 幅員m            | 延長m    |       |
| 平尾49号線     | 美原区平尾2299番8地先      | 旧      | 3.17           | 4.59   | t0715 |
|            | 美原区平尾2299番8地先      | 新      | 4.35           | 4.59   |       |
| 木材通1号線     | 美原区木材通1丁目688番242地先 | 旧      | 11.49<br>11.85 | 136.15 | t0429 |
|            | 美原区木材通1丁目688番242地先 | 新      | 11.84<br>12.20 | 136.15 |       |
| 木材通2号線     | 美原区木材通1丁目688番243地先 | 旧      | 8.52<br>8.53   | 121.31 | t0430 |
|            | 美原区木材通1丁目688番243地先 | 新      | 8.78<br>8.88   | 121.31 |       |
| 木材通7号線     | 美原区木材通1丁目688番242地先 | 旧      | 8.69<br>8.73   | 68.78  | t0435 |
|            | 美原区木材通1丁目688番243地先 | 新      | 9.21<br>9.62   | 68.78  |       |
| 木材通8号線     | 美原区木材通1丁目688番242地先 | 旧      | 8.45<br>8.66   | 80.56  | t0436 |
|            | 美原区木材通1丁目688番32地先  | 新      | 8.80<br>9.01   | 80.56  |       |
| 大仙中旭ヶ丘北1号線 | 堺区旭ヶ丘北町5丁220番5地先   | 旧      | 8.90           | 2.50   | t0335 |
|            | 堺区旭ヶ丘北町5丁220番5地先   | 新      | 8.90           | 2.50   |       |

## 公 告

堺市公告第745号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

大型水槽付消防ポンプ自動車 1台

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部調達課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和7年11月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社モリタ 関西支店

支店長 高岡 雄二

兵庫県三田市テクノパーク32番地

5 落札金額

¥72,930,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和7年9月17日

~~~~~

堺市公告第746号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和7年12月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイワロイイヤル小代・大庭寺複合施設
堺市南区小代139-1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 濱野 敬一
東京都港区芝浦一丁目2番3号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年11月25日

~~~~~

## 堺市公告第747号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、同条第7項の規定により、その案を次のとおり公告し、その関係図書を堺市産業振興局農政部農水産課において当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、堺市に意見書を提出することができる。

令和7年12月12日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 変更する地域計画の名称

東区

南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）

美原区（菅生地区及び菅生新田地区を除く）

## 2 地域計画の変更の案

別紙のとおり

（「別紙」は省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」

（<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/oshirase/tiikikeikaku.html>）に掲載する。）

## 3 縦覧場所

堺市産業振興局農政部農水産課

所在地 堀市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-6971

## 4 縦覧期間

令和7年12月12日から同月26日まで

(午前9時から午後5時30分まで)

~~~~~

堺市公告第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画地区計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の決定の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和7年12月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の決定に係る土地の区域

堺市北区新金岡町2丁地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年12月12日から同月26日まで

4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堀市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第749号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区山田三丁916番5の一部及び951番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区北瓦町二丁4番16号

株式会社セカンド・ライフ

代表取締役 中林 宏